

特定低公害・低燃費車導入義務制度等における重量車令和7年度燃費基準への対応について
(要綱改正案)

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条第一号に規定する特定低公害・低燃費車及び同条第二号に規定する知事が別に定める乗用車に関する要綱(抜粋)

自動車の種別		排出ガス性能及び燃費性能に係る基準		公募対象自動車
		排出ガス性能	燃費性能	
重量車(車両総重量が3.5トン超7.5トン以下のものに限る。)	軽油を燃料とするもの	【測定方法：JE05モード法】 窒素酸化物の排出量が0.63g/kWh以下及び粒子状物質の排出量が0.007g/kWh以下であること。	平成27年度燃費基準10%向上以上達成車であること。 <u>または令和7年度燃費基準95%以上達成車であること。ただし自動車型式2桁目の識別記号がV又はWの車両に限る。</u>	
		【測定方法：WHDCモード法】 平成28年規制に適合した自動車(窒素酸化物の排出量が0.4g/kWh以下、粒子状物質の排出量が0.010g/kWh以下、非メタン炭化水素の排出量が0.17g/kWh以下及び一酸化炭素の排出量が2.22g/kWh以下)であること。		
重量車(車両総重量が7.5トン超のものに限る。)	軽油を燃料とするもの	【測定方法：JE05モード法】 窒素酸化物の排出量が0.63g/kWh以下及び粒子状物質の排出量が0.007g/kWh以下であること。	平成27年度燃費基準5%向上以上達成車であること。 <u>または令和7年度燃費基準90%以上達成車であること。ただし自動車型式2桁目の識別記号がV又はWの車両に限る。</u>	
		【測定方法：WHDCモード法】 平成28年規制に適合した自動車(窒素酸化物の排出量が0.4g/kWh以下、粒子状物質の排出量が0.010g/kWh以下、非メタン炭化水素の排出量が0.17g/kWh以下及び一酸化炭素の排出量が2.22g/kWh以下)であること。		

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する
低公害・低燃費車に関する要綱(抜粋)

自動車の種別		該当要件	
		排出ガス性能に係る基準	燃費性能に係る基準
重量車	ガソリン、液化石油ガス又はその他燃料を燃料とするもの	ポスト新長期規制に適合した自動車であること。	平成 27 年度燃費基準以上達成車と同等の燃費性能を有する自動車であること。
	軽油を燃料とするもの	ポスト新長期規制又は平成 28 年規制に適合した自動車であること。	平成 27 年度燃費基準以上達成車であること。または令和 7 年度燃費基準 85%以上達成車であること。ただし自動車型式 2 桁目の識別記号が V 又は W の車両に限る。